

令和6年度給与所得等に係る
市民税・都民税・森林環境税 特別徴収のしおり



□ 目次

1 給与所得者の在職確認と税額通知書の配布 (P. 1)

2 特別徴収税額の徴収と納入 (P. 1)

3 給与所得者の異動や事業所の所在地変更等があった場合の手続き (P. 2)

4 市民税・都民税・森林環境税のあらまし (P. 3)

5 給与所得者異動届出書の記入にあたって (P. 5)

6 ゆうちょ銀行・各郵便局指定通知書 (P. 6)

令和6年度から適用される市民税・都民税の主な改正 (P. 6)

7 届出関係書類 (P. 7)

給与所得者異動届出書

特別徴収切替届出(依頼)書

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

市区町村コード	1	3	2	0	4	7
口座番号	00180-1-960364					
加入者名	三鷹市会計管理者					

※上記は私製の納入書や銀行の納入代行を利用される場合の口座です。

- ※1 このしおりは、今年度の納入が終わるまで保存してください。
- ※2 届出関係書類は、三鷹市ホームページからダウンロードすることもできます。
[トップページ⇒オンラインサービス・アプリ (申請・予約など)⇒申請書ダウンロード
⇒暮らし・手続き/税・保険・年金⇒個人住民税]
- ※3 令和6年度税制改正により、令和6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。定額減税の対象となる方は、7月からの徴収となります。
詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>) をご覧ください。

お問い合わせ先



〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

課税の内容について 市民税課市民税係
(直通) 0422-29-9194

納入・退職所得について 納税課納税管理係
(直通) 0422-29-9211

三鷹市ホームページ <https://www.city.mitaka.lg.jp/>

給与支払者（特別徴収義務者）の皆さまへ

日頃より、個人住民税の特別徴収事務にご理解、ご協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

この度、地方税法及び三鷹市市税条例の規定により、『令和6年度給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額通知書』（以下「税額通知書」）を送付いたします。

つきましては、給与支払者（特別徴収義務者）として、給与所得者（納税義務者）の市民税・都民税・森林環境税を毎月の給与から差し引き（特別徴収）し、その徴収した月の翌月10日（祝日の場合は翌日）までに三鷹市に納入するようにお願いいたします。

1 給与所得者（納税義務者）の在職確認と税額通知書の配布

最初に給与所得者（納税義務者）が在職しているかどうかを貴社の給与台帳等と照合するようにお願いいたします。退職、転勤などにより特別徴収ができない納税義務者が含まれていた場合、至急、『給与所得者異動届出書』を市にお送りください。また、在職している納税義務者に税額通知書（納税義務者用）をお渡しください。

2 特別徴収税額の徴収と納入

税額通知書（特別徴収義務者用）に記載されている「月割額」を、令和6年6月分から令和7年5月分までの給与から徴収し、翌月10日（金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日）までに次の納める場所で納入してください。

(1) 納める場所（納入取扱金融機関）と取扱期限

- ア 次の金融機関の全国本支店（納入期限を過ぎても取り扱います。）
- | | | |
|---------|---------|--------------|
| みずほ銀行 | 群馬銀行 | 多摩信用金庫 |
| りそな銀行 | みずほ信託銀行 | 大東京信用組合 |
| 埼玉りそな銀行 | 芝信用金庫 | 中央労働金庫 |
| きらばし銀行 | 西京信用金庫 | 東京むさし農業協同組合 |
| 山梨中央銀行 | 西武信用金庫 | 及び都内の各農業協同組合 |
| 東日本銀行 | 昭和信用金庫 | |
| 東京スター銀行 | 青梅信用金庫 | |
- ※令和6年4月1日現在

- イ ゆうちょ銀行及び郵便局（納入期限内のみ取り扱います。）
- ※ 『ゆうちょ銀行・各郵便局指定通知書』に取扱店（局）名と提出年月日を記入し、最初に納入する際に取扱店（局）へ提出してください。

ウ みずほ銀行三鷹支店・市役所内みずほ銀行派出所・三鷹市市政窓口（納入期限を過ぎても取り扱います。）

- ◎三鷹駅前市政窓口は、土曜日・第2・3・4日曜日も利用できます。
- エ eLTAX（エルタックス）における地方税共通納税システム
- インターネット等を利用して、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納税することができます。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

(2) 納入書の取り扱いについて

年度途中で納入金額や事業所名の変更があった場合に変更後の納入書を送付しておりません。既に送付している納入書の金額等を訂正してお使いください。

<<納入書の記入上の注意>>

納入書については、OCR（光学文字読取装置）により数値の読取りを行っているため、次の点に留意してください。

- ◎納入書は、折ったり破ったり、ホッチキス止めをしないでください。
- ◎納入金額が変更になったとき、退職所得・延滞金があるとき、納入金額(1)の金額を消し、納入金額(2)の欄に金額を記入してください。
- その際、¥などの文字は記入しないでください。
- また、枠から数字がはみださないようにお願いします。

例1. 納入金額が変更になったとき

		納入金額(1) 円									
		+50,000									
納入金額(2)	給与分	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職所得分										
	延滞金										
	合計額										

例2. 退職所得・延滞金があるとき

		納入金額(1) 円									
		+00,000									
納入金額(2)	給与分	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	退職所得分										
	延滞金										
	合計額										

◎退職所得に係る市民税・都民税を納入する場合には、納入書裏面「退職所得に係る個人市民税納入申告書」に記入してください。なお、次の場合は、市ホームページ「退職所得に対する住民税」に掲載した納入申告書をダウンロードして申告をお願いします。

- (1) 特別徴収義務者が個人事業主の場合
- (2) 退職所得の支払いを受ける者が2人以上いる場合

(3) 納入期限までに納入しなかった場合（延滞金・滞納処分）

特別徴収義務者が納入期限までに納入しなかった場合は、納入期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に延滞金を加算して納入しなければなりません。また、督促を受けかつその督促状を発した日から10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。詳しくは納税課にお問い合わせください。

$$\text{延滞金額}^{\ast 1} = \text{未納税額}^{\ast 2} \times \frac{\text{延滞日数}}{365^{\ast 3}} \times \text{年利}^{\ast 4}$$

※1 延滞金額に100円未満の端数金額があるときはその端数金額を、延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

※2 納入期限までに納入しなかった税額に1,000円未満の端数金額があるときはその端数金額を、その税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

※3 割合は閏年の日を含む期間であっても365日当たりの割合です。

※4 年利は、年14.6%（延滞金特例基準割合^{※3}に年7.3%を加算した割合が年14.6%に満たない場合、当該延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合）です。ただし、納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%（延滞金特例基準割合^{※5}に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合、当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）です。

※5 延滞金特例基準割合とは、平均貸付割合（各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均をいいます。）に年1%を加算した割合（令和6年中は年1.4%）です。

(4) 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合は、毎月徴収した税額を年2回(11月・5月)にまとめて納入することができる『特別徴収税額の納期の特例』制度があります。この制度の適用を受けるには、『特別徴収税額の納期の特例に関する申請書』を市に提出し、その承認を受ける必要があります。詳しくは、市民税係までお問い合わせください。

3 給与所得者（納税義務者）の異動や事業所の所在地変更等があった場合の手続き

(1) 特別徴収税額が変更になった場合

特別徴収税額が変更になった場合は『給与所得等に係る市民税・都民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書』を送付しますので、税額が変更になった納税義務者に同通知書（納税義務者用）を配布するとともに、変更後の月割額で徴収してください。納入にあたっては、当初に送付した納入書を訂正してご使用ください。なお、訂正方法は1ページ（納入書の取り扱いについて）をご確認ください。

(2) 納税義務者の退職などにより特別徴収ができなくなる場合

納税義務者が退職などをした場合は、異動した月の翌月10日までに『給与所得者異動届出書』を提出するとともに、次のアからウにより徴収をしてください。なお、令和7年1月1日現在の住所地が三鷹市以外である納税義務

者が令和7年度給与支払報告書提出後に退職などをした場合は、令和7年1月1日現在の住所地の市区町村にも『給与所得者異動届出書』を提出してください。

ア 死亡により退職したとき、最後の給与支払月分までの月割額まで徴収してください。『給与所得者異動届出書』には、相続人代表者の住所、氏名、電話番号の欄にも記載をしてください。

イ 令和6年12月31日までに退職（死亡退職を除く。）をしたとき、納税義務者の選択により、一括徴収又は最後の給与支払月分までの月割額まで徴収してください。なお、一括徴収を行わないときは、退職者に普通徴収に切り替える旨のご案内をお願いします。

ウ 令和7年1月1日以後に退職（死亡退職を除く。）をしたとき、地方税法第321条の5第2項の規定に基づき、一括徴収を行います。

(3) 納税義務者の転勤などにより特別徴収義務者が変わる場合

納税義務者が転勤などをして新しい給与支払者（勤務先）で引き続き特別徴収をする場合は、新しい給与支払者を經由して異動した月の翌月10日までに『給与所得者異動届出書』を提出してください。

(4) 1月1日現在の住所が三鷹市以外であることが判明した場合

三鷹市が令和6年度市民税・都民税・森林環境税を課税している納税義務者について、令和6年1月1日現在の住所地が三鷹市以外であることが判明した場合は、①異動事由を住所誤報として『給与所得者異動届出書』を提出してください。また、②正しい令和6年1月1日現在の住所地の市区町村に『令和6年度給与支払報告書』を提出してください。

(5) 普通徴収から特別徴収に切り替える場合

『特別徴収切替届出(依頼)書』を提出してください。特徴開始月は、特別徴収義務者の方で、徴収可能な月を必ず記載してください。なお、前年中に給与所得がない方、普通徴収の納期限が過ぎた期別税額分は給与所得等に係る特別徴収はできません。

(6) 納税義務者が転出した場合

令和6年度市民税・都民税・森林環境税は令和6年1月1日現在の住所地の市区町村で課税されます。このため、同日後に市外に転出しても、引き続いて三鷹市に納入することになります。（転出に伴って特別徴収事務の手続きは必要ありません。）

(7) 特別徴収義務者の所在地、名称などが変更になった場合

特別徴収義務者の所在地、名称などが変更になった場合、速やかに『特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書』を提出してください。

4 市民税・都民税・森林環境税のあらまし

(1) 納税義務者について

- ア 1月1日現在、三鷹市内に住所を有する個人に対しては、均等割、所得割及び森林環境税の合計額が課税されます。
- イ 三鷹市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、三鷹市内に住所を有しない人に対しては、均等割が課税されます。

(2) 非課税基準について

- ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
 - イ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下である場合
 - ウ 前年の合計所得金額が45万円（扶養親族がいる場合は {35万円×(扶養親族+1)+31万円}）以下である場合 [均等割・森林環境税]
 - エ 前年の総所得金額等が45万円（扶養親族がいる場合は {35万円×(扶養親族+1)+42万円}）以下である場合 [所得割]
- ※1 16歳未満の扶養親族や、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者は、控除の適用はありませんが、上記非課税限度額の算定には、扶養人数として含まれます。

(3) 税額の計算方法※1

総所得金額①－所得控除金額合計②＝課税総所得金額③（1,000円未満切捨）
課税総所得金額③×税率（市民税6％・都民税4％）＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤※2＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦※3＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨（100円未満切捨）
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩※4＝差引納付額

- ※1 土地・建物・株式等の譲渡所得等の分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- ※2 「税額控除額⑤」は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額の合計額になります。
- ※3 均等割額は、市民税3,000円、都民税1,000円です。（軽減対象者を除く）
- ※4 「控除不足額⑩」は、所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額のことです。
- ※5 令和6年度税制改正により、令和6年度個人住民税は定額減税が適用されます。

(4) 所得控除の種類と内容 ～控除額は所得税と異なります～

- ア 雑損控除
{(損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の合計額×10％}と{災害関連支出の金額－5万円}のいずれか高い金額
- イ 医療費控除
(ア) 通常の医療費控除
支払医療費－保険等補てん額－(10万円又は総所得金額等×5％のいずれか少ない金額（限度額200万円）)
(イ) セルフメディケーション税制による特例
特定一般用医薬品等購入費－保険金等補てん額－1万2千円（限度額8万8千円）
※(ア)と(イ)の併用不可
- ウ 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除
前年中に支払った金額
- エ 生命保険料控除
平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等（新契約）に係るものと、同日前に契約した生命保険契約等（旧契約）に係るものとに区分し、次表により一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の支払額（配当金は除く）を別々に計算し、それぞれを合算した額が控除金額

（限度額は7万円）となります。なお、一般の生命保険料又は個人年金保険料において新契約と旧契約がある場合の控除額は、それぞれの保険料の新契約と旧契約に係る控除額の合計額（限度額は2万8千円）となりますが、旧契約のみで控除金額が2万8千円を超えるときは、旧契約のみの控除金額（限度額3万5千円）になります。（介護医療保険料は新契約のみです。）

支払金額		控除額
新契約	12,000円以下のとき	支払金額の全額
	12,000円を超え32,000円以下のとき	支払金額×1/2+ 6,000円
	32,000円を超え56,000円以下のとき	支払金額×1/4+14,000円
	56,000円を超えるとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	支払金額の全額
	15,000円を超え40,000円以下のとき	支払金額×1/2+ 7,500円
	40,000円を超え70,000円以下のとき	支払金額×1/4+17,500円
	70,000円を超えるとき	35,000円

オ 地震保険料控除

地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円

支払金額		控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額×1/2
	50,000円を超えるとき	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下のとき	支払金額の全額
	5,000円を超え15,000円以下のとき	支払金額×1/2+2,500円
	15,000円を超えるとき	10,000円

カ 人的控除

扶養控除等に該当するかどうかの判定は、令和5年12月31日（前年中に死亡した場合は死亡時）の現況によります。

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額		控除額	
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
扶養控除	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	一般			33万円
	特定			45万円
	老人			38万円
	同居老親等			45万円

(次ページの表に続く)

障害者控除		普通	26万円
		特別	30万円
		同居特別	53万円
寡婦控除			26万円
ひとり親控除			30万円
勤労学生控除			26万円
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,450万円以下	29万円
		2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0円

(5) 税額控除の種類と内容

ア 調整控除（前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。）

- (7) 合計課税所得金額が200万円以下である場合
次の④と⑤のいずれか少ない額の5%（市民税3%・都民税2%）に相当する金額
- ④ 次表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ⑤ 合計課税所得金額
- (イ) 合計課税所得金額が200万円を超える場合
次の⑥の金額から⑦の金額を控除した金額の5%（市民税3%・都民税2%）に相当する金額。（ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円（市民税1,500円・都民税1,000円））
- ⑥ 次表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ⑦ 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者 控除	普通	1万円	配偶者 控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居 特別	22万円	配偶者 特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親 控除		1万円	ひとり親が父				
		5万円	ひとり親が母				
勤労学生控除		1万円	控除の種類		金額	控除の種類	金額
			扶養 控除	一般	5万円	老人	10万円
				特定	18万円	同居老親等	13万円

イ 配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	都民税	市民税	都民税	市民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

ウ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の(7)から(イ)を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に市民税3/5、都民税2/5を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- (7) 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- (イ) 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

エ 寄附金税額控除

寄附金税額控除の対象寄附金は、①都道府県・市区町村（特例控除対象）に対する寄附金、②東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村（特例控除対象以外）に対する寄附金、③三鷹市の条例で指定された団体に対する寄附金及び④東京都の条例で指定された団体に対する寄附金で、次表により計算した額が税額から控除されます。

	市民税	都民税
基本控除	{(①②③の合計 ^{※1}) - 2,000円} × 6%	{(①②④の合計 ^{※1}) - 2,000円} × 4%
特例控除 ^{※2}	{(①の合計 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 ^{※3} × 1.021) × 3/5}	{(①の合計 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 ^{※3} × 1.021) × 2/5}

- ※1 対象寄附金の合計額は、総所得金額等の30%が限度になります。
- ※2 特例控除額は、市民税・都民税所得割額の20%が限度になります。
- ※3 所得税の限界税率とは、寄附をした納税義務者に適用される所得税の限界税率（0～45%）を指します。

オ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特定口座で源泉徴収ありを選択した上場株式等の配当や上場株式等譲渡所得を申告した場合は、徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。（控除割合は市民税3/5、都民税2/5です。）なお、控除することができなかった金額は均等割額及び森林環境税額に充当・還付又は委託納付します。

- 1 給与支払者の所在地、名称、代表者の職・氏名等、特別徴収義務者指定番号と宛名番号は、ハッキリと必ず記入してください。
- 2 給与所得者の氏名、フリガナは正しく記入してください。退職後の住所は、令和6年1月1日現在の住所と異なる場合に記入してください。また、死亡退職の場合、相続人の欄を記入してください。
- 3 異動事由、異動年月日、年税額、徴収済月、徴収済額と未徴収税額は、必ず記入してください。
- 4 1月1日以降退職時までの給与支払額、控除社会保険料額などは、翌年度の課税資料として使用しますので、ご記入ください。
- 5 転勤等の場合は、旧勤務先で異動届出書の部分を、新勤務先で『転勤等による特別徴収届出書』部分を記入してください。その際、旧勤務先と新勤務先との間で徴収済月・徴収開始月を十分にご調整のうえ、新勤務先を経由して『給与所得者異動届出書』を提出してください。

異動後の未徴収税額を一括徴収又は普通徴収とする場合の理由		一括徴収をする場合の徴収予定			相続人（異動の事由が死亡の場合）		
一括徴収 の理由	右の番号 を記入	1 異動が令和 年 12 月 31 日までで申出があったため (令和 年 月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記①と②同額)	氏名	続柄
		2 異動が令和 年 1 月 1 日以降で特別徴収の継続の 希望がないため	月 日	円	円		
普通徴収 の理由	右の番号 を記入	1 5 月 31 日までに支払われる給与・退職手当等がないため			一括徴収した税額は 月分 で納入 します。	住所	
		2 5 月 31 日までに支払われる給与・退職手当等が未徴収税額より少ないため				電話番号	-
		3 その他（理由： ）					

※ 転勤などにより新勤務先で特別徴収を継続する場合には、旧勤務先でこれより上の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 新勤務先ではこれより下の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

【提出先】 〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号 三鷹市市民部市民税課市民税係 (直通) 0422-29-9194

令和6年度から適用される税制改正の主な内容

◆国外居住親族に係る扶養親族の見直し

- ・ 令和6年度課税以降、国外居住親族に係る扶養控除の適用について控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件が厳格化されました。
- ・ 日本国外に居住する30歳以上70歳未満（年齢は前年の12月31日時点）の親族を扶養控除に入れる場合は、親族関係書類及び送金関係書類の提示または提出に加えて、留学ビザ等書類、38万円送金書類等の提示または提出が必要になります。

詳細は国税庁HPをご覧ください。

◆森林環境税の創設

- ・ 森林の整備や保全に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。
- ・ 令和6年度の市民税・都民税（個人住民税）の均等割の賦課徴収と併せて、国税として1人年額1,000円が賦課徴収されます。
- ・ なお、平成26年度より実施されていた、東日本大震災に伴う復興に関し防災・減災のための財源確保を目的とする均等割額の1人年額1,000円の引き上げに関しては、令和5年度で終了します。

◆特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子化

- ・ 令和6（2024）年度から、eLTAX（エルタックス）を経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者のうち、希望する事業所には、個々の納税義務者に対する特別徴収税額通知（納税義務者用）を、電子データで提供できるようになりました。

併せて、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の副本データの送付が廃止されます。